

委員会提出議案第3号

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月14日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 田中 博晃

橋本市議会会議規則の一部を改正する規則

橋本市議会会議規則(平成18年橋本市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(発言の許可等) 第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、<u>演壇又は質問席において</u>しなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略 (会議録の記載事項) 第85条 略 2 議事は、<u>録音記録による。</u></p>	<p>(発言の許可等) 第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、<u>登壇して</u>しなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。</p> <p>2 略 (会議録の記載事項) 第85条 略 2 議事は、<u>速記法によって速記する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第85条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。